

日 月 送 受 号 課 局 議 合		欄 号 課 局 管 主	
第 81 號	第 号	第 号	
	送 受 月 月 日 日	送 受 月 月 日 日	
<p>案起 昭和25年11月30日</p> <p>受局課 月 日 月 日 月 日 日 号</p> <p>へ送る 月 日</p> <p>起案用紙(丙)</p>			
<p>判決 月 日 合 校 行 施</p>			
<p>課長 主任</p> <p>事務官</p> <p>同</p> <p>日本赤十字社に関する日本政府からの 報告要求の件</p> <p>標記の件に関する総司令部外交局神戸 支部より別添(一)のよう日照会が有るのと 社会局の報告に基き別添(二)のりり回答をいたす</p>			

丙

と思ふか  
よろし  
か。

厚  
生  
省



別紙  
(一)

合議局課受送月日

主管局課号欄

第  
81  
號

第  
号  
送受  
月 月  
日 日

第  
号  
送受  
月 月  
日 日



丙

判決

案起

昭和25年 11月 15日

月 日

合校

行施

受局  
付課

月 日

月第

日号

へ送る

月 日

起案用紙(丙)

總司令部外交部神戸支部 (外務省)

日本赤十字社に關する日本政府の  
報告要求の件

社会局長宛

年月日

涉外課長

課長

事務官

主任

結局經由別添字十一月九日付文書の通り日中安十字に同  
する照会が又六日から至急御調査の上、渉外課に通報され

たい。





第 81

221

主 厚  
生 生  
管 省

Request for Information from Japanese Government Concerning Japan Red Cross

DS  
(Kobe Division)

G-2/JL

9 November 1950

DS/KD:RJB:ALG:DJM:tk

1. It is requested that the Japanese Government furnish this office with answers to the following questions:

- (a) Is the Japan Red Cross Society now or has it been in the past considered to be a part of the Japanese Government?
- (b) In general is it, or has it been in the past supported in whole or in large part by government funds?
- (c) Have its employee salaries been paid by the Japanese Government?
- (d) In general are its employees now, or have they been in the past subject to the same rules and regulations as other Japanese Government employees?

-Arthur L. Gamson-  
American Vice Consul

Certified a True Copy  
of Signed Original:  
*E. S. Pearson*  
Japanese Liaison, G-2, CHQ SCAP

裏  
面  
白  
紙

6.11.13  
528



昭和二十五年十一月九日

二二一

外交部神戸支部

日本赤十字社に関する日本政府の報告請求

一 日本政府は左の問に対して当局まで申回答願したい。

(a) 日本赤十字社は現在日本政府の一部をあると考えられているか。又過去において斯く考えられたことがあるか。

(b) 一般的に日本赤十字社は政府資金によつて全面的又は相当大なる支持を受けているか。又は過去において斯ういふことがあるか。

(c) その職員<sup>の</sup>俸給は日本政府によつて支拂われたことが

厚生省

あるか。

(d) 一般的にその職員は他の日本政府職員と同じ規則に従わなければならないか。又は過去において斯ういふことがあるか。

米國副領事

アーサー・エル・ガムソン



別紙  
(二)

日 月 送 受 号 課 局 議 合

標 号 課 局 管 主

第 号 送 受 月 月 日 日

第 号 送 受 月 月 日 日



丙

案 起

昭 和 25 年 11 月 30 日

判 決

12 月 / 日

合 校

行 施

受 局 付 課

月 第

日 号

へ 送 る

月 日

起 案 用 紙 ( 丙 )

年 月 日

課 長

事 務 官

主 任

厚 生 大 臣 官 房 渉 外 課 長

總 司 令 部 外 交 局 神 戶 支 部

米 國 副 領 事 アーサー・エル・ガムソン 宛

日 本 赤 十 字 社 に 関 する 日 本 政 府 へ の  
報 告 要 求 の 件

厚 生 省



昭和二十五年十一月九日附文書第二〇〇〇号標記の件に關するは左記の通り御報告申し上げる

記

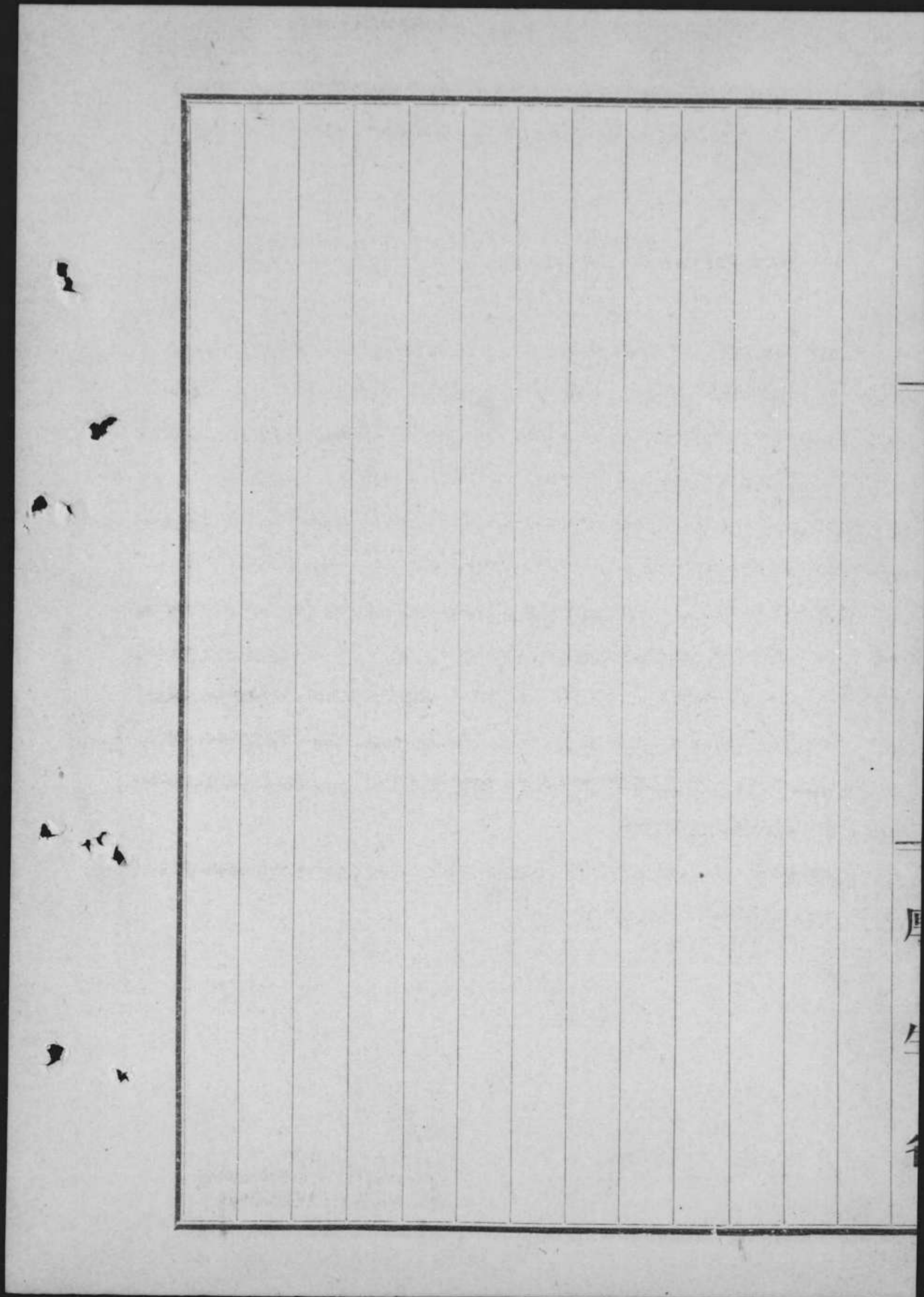
一 照会に係る(4)項については、日本赤十字社は戦時中特に戦傷病者の救療活動に主力を注ぎ、軍部と連絡部面が多かつたため、日本政府の一部をある様に誤解される向もあるが、政府機関とは無関係の組織体であつて、殊に現在軍が解体されたため

いふようの誤解を招く懸念も全然なくはなしてゐる。

二 照会に係る(5)(6)及び(7)項については過去及び現在においても該当した

事實はなからぬ。







LS MW NO. 158

2 December 1950

TO : Mr. Arthur L. Ganson, American Vice Consul  
FROM : Chief, Liaison Section, Ministerial Secretariat,  
Ministry of Welfare  
THROUGH: Liaison Bureau, Ministry of Foreign Affairs  
SUBJECT: Request for Information from Japanese Government  
concerning Japan Red Cross

With reference to the document dated November 9, 1950, received from the Japanese Liaison, G-2 Section, subject as above, the following information is hereby forwarded as submitted by the Chief, Social Affairs Bureau, Welfare Ministry.

1. Concerning (a): The Japanese Red Cross Society made its principal services in the medical care of the wounded and the sick in time of war and the Society had contacts with the armed forces in many respects. This gave rise to misunderstanding by some that it was or is a part of the Japanese government. In fact it is an organization having no connection with government agencies. Especially, after the Japanese armed forces have been dismantled and have ceased to exist, there is no cause for such misunderstanding.
2. Concerning (b) (c) and (d): There have been or are no instance that will come under the statements.

Akira Saita  
Chief,  
Liaison Section,  
Minister's Secretariat,  
Ministry of Welfare.

572

裏  
面  
白  
紙



社 発 第 一 三 八 一 号

昭 和 二 十 五 年 十 一 月 二 十 五 日

大 臣 官 房 涉 外 課 長 殿

社 会 局 長



日本赤十字社に關する日本政府よりの報告要求の件(回答)  
十一月十七日付涉收第三九五号に依る標記の件に關しては左記の通り通  
報するから宜しく取計らわれたい。

記

一 照会に係る(内)項について日本赤十字社は戦時中特に戦傷病者の救療活動に主力を注ぎ軍部と  
の連絡部面が多かつたため、日本政府の一部である様に誤解される向もあつたが政府機關と  
は無関係の組織体であつて殊に現在軍か解体されたため、このやうな誤解を招く懸念も全然  
なくなつてゐる。

二 照会に係る(外)及び(イ)項について過去及び現在に於ても該当した事實はない。

573